

重量ゆうパック運賃料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行 | 改 正 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------|-----|-----|---------|--|--|-------|------|-----|-----|---------|--|
| <p>I (略)</p> <p>II 運賃の適用方法</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 割引の適用は、次によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">割引の種類</th> <th style="width: 70%;">適用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>同一あて先割引</td> <td> <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状（同一あて先割引の表示があるものであって、その表示箇所に営業所その他の事業所の押印がされていないものに限ります。）とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>8～10 (略)</p> | 割引の種類 | 適用方法 | (略) | (略) | 同一あて先割引 | <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状（同一あて先割引の表示があるものであって、その表示箇所に営業所その他の事業所の押印がされていないものに限ります。）とします。</p> | <p>I (略)</p> <p>II 運賃の適用方法</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 割引の適用は、次によります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">割引の種類</th> <th style="width: 70%;">適用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>同一あて先割引</td> <td> <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状とします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>8～10 (略)</p> | 割引の種類 | 適用方法 | (略) | (略) | 同一あて先割引 | <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状とします。</p> |
| 割引の種類 | 適用方法 | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 同一あて先割引 | <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状（同一あて先割引の表示があるものであって、その表示箇所に営業所その他の事業所の押印がされていないものに限ります。）とします。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 割引の種類 | 適用方法 | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 同一あて先割引 | <p>その荷物の送り状に記載されている荷受人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている荷物の送り状（当社が定めて表示したものに限ります。）を添えて差し出された場合に、荷物1個につき60円を運賃から減額します。ただし、荷受人から運賃を収受するもの並びに数量割引及び複数口割引を適用するものは、同一あて先割引はいたしません。</p> <p>(注) 当社が定めて表示したものは、この割引の適用を受けようとする荷物の差出日前1年以内に差し出されたゆうパック又は重量ゆうパックの送り状とします。</p> | | | | | | | | | | | | |